

写真—5 市街化の養鶏園



のリサイクルの中で畜産をもう一度見直し、位置付ける視点が必要なのではないか。

◎市街化の農業

永島寛治さん(三一歳)の名前は、花の品評会の受賞者の中にたびたび登場する。よほど花つくりのうまい人なんだなと思って会ってみると、若いオソソリティーのイメージにはほど遠い。どちらかというと童顔で全く飾り気や気負いのない人だ。鶴見区の市街化区域に住んでいて親は野菜を作っているが、彼はそれを継がず、自分の力で花つくりのり出した。農家の後継者の中には、このように親のやっているものを継がずに、自分の好きなものを自力で始めていく青年も少なくない。永島さんも、花作りが好

きであった。「好きこそ物の上手なれ」で、彼も若いときから優秀な作り手となり、若い農業者たちが視察に訪れることもあった。

土と緑の少ない都市生活の中ほど花の需要は大きいのである。若者たちが花の経営にのり出すのは、こうした都市の状況を見通してであろう。家庭のみならず、今やビルの片隅にまで針植えが置かれている。

永島さんは、花の仲間たちと一緒に、区役所で行われた園芸講座の講師にもなった。

よく農家の人は、野菜を「自分の子供のようにだ」ということがある。永島さんも、花の成長する姿を観るのが本当に好きなのである。「しかし」と永島さんは

考える。「花を作るだけでは本当に安く買いたたかれてしまう」

永島さんは、今花を売る店をもちたいと考えているのである。

鶴見区というと、連想するのは石油コンビナートの工場地帯、川崎と同様、公害のイメージはまぬがれない。しかし、実際には、永島さんなどのように、市街化区域の中で農業を継続している人は予想外に多い。シュンギク、ホーレンソウ、コマツナなどの軟弱野菜も、東寺尾を中心に市街化の中で栽培されている。また、獅子ヶ谷には市民の森がある。

横浜が鉄とコンクリートの味気ない街になってしまいう前に農業や山林に対し、社会的な価値を与えるべきであろう。

〈緑政局農政部農政課農業団体係〉

② 横浜を歩く

編集部

- 一 横浜に農業?
- 二 都市に生きる農業
- 三 都市農業を支える人
- 四 地域の中で考える
- 五 市街化区域の農業

一 横浜に農業？

横浜駅に降り立ち、多くの人を見、車を見た時、横浜に農業があると思う人が何人いるだろうか。

横浜のもつイメージの中には、港があり京浜工業地帯があり、団地や住宅地、商店街があったとしても、農業のイメージをもつ人はまずいないだろう。

確かに、横浜には八、二七戸(五十五年、農林業センサス。以下同じ)の農家があるだけで、市内の世帯数からみればわずか一・〇％しかない。農家人口も四二、三四七人で、人口の一・五％にあたるだけだ。農業生産額も一二九億四、〇〇〇万円(五十五年、市民所得)といったところだ。これも市内純生産額の〇・三％にしかない。

しかし、この横浜の農業は、市民にとって、いや人間が生きる上で欠かすことのできない食糧を生産し、緑を保全し、オープンスペースを確保するなど、重要な役割を担っている。にもかかわらず、農業がまともに議論されることは少なく、実情を知らずに過ごしているのが現情ではないのだろうか。

ここでは、都市に生きる農業の一面を見ながら、今後のあり方を考えてみようと思う。

二 都市に生きる農業

横浜に限らず、どこの地域にあってもかつては農業が主産業であり、農業人口が大多数を占めていた。

都市の発展は、農村を食い潰すことにより進み、やがては、都市人口が農村人口を上回り、農村は片隅に追いやられた。

しかしながら、これ以上都市の肥大化が進んだ場合、農村は決定的な打撃をこうむるのではないだろうか。都市に圧迫されて、潰れてしまうのではないだろうか。そんな思いが、都市側にも出てきている時期なのだろう。

昭和四十四年、都市の中でも農業を行う地域を残そうと、都市計画法が改正され、都市計画区域が、市街化区域・市街化調整区域に区分されることになった。スプロール化が進み、農業ができなくなってしまうという危機感もあったのだろう。当時の熱い想念が感じられる。それから一三年。当時の想いはどこにいったのだろうか。

行政内部からも、市街化調整区域は公共施設用地として、あちこちからねらわれているし、全市的観点から土地利用をどうするのかという議論がでていないように思う。

農家側でも、農業に対する考え方が多様になっており、市街化調整区域をはず

したいという声すら聞こえてくる。それほど農業を取り巻く環境は変わってきている。では、都市と農業との関係をどう考えたらいいのだろうか。

×月×日

緑政局園芸畜産課で、契約栽培や直売

表一 市内産野菜出荷先別内訳

出荷先	出荷量	比率
市内中央市場	18,930 t	20%
市内地方市場	27,150	29
農協直売所等	14,940	17
農家自家消費等	12,620	13
市外市場	19,860	21
計	93,500 t	100%

×月×日

港南区野庭の農業専用地区内には、一棟五〇〇㎡で六棟の共同育苗温室がある。温度調節や窓の開閉などは全部自動

の理解がえられていくのだと語られた。市内に一四カ所ある(表一・二)。こうした事業を進めることで、都市と農業の共生が多くの人に考えられていく、市民

表二 市内の野菜等直売所一覧表

名称	開始年度	人員	出店日
横浜北農協太尾直売所		戸 6	120日/年
横浜北農協タマブラーザ直売所	S49	10	月～土火、金100日/年
田奈農協農産物直売所		2	
横浜南農協洋光台直売所		49	6 毎日
" 杉田直売所		46	23 "
" 桂公田直売所		24	15 "
※ミナミマート原宿店		47	5 "
※横浜南農協飯田野菜直売所		48	6 "
戸塚農協第1即売所		24	" "
" 第2即売所		24	26 "
" 旭町即売所		24	" "
" 矢沢組合即売所		24	8 "
※二俣川農協生活センター野菜直売		46	30 "
※横浜南農協野庭地区野菜等直売所		55	19 月～土
計 14カ所		戸 156	

※印は、横浜市補助対象事業により設置

になっている。こういう施設を初めてみたので感心した。この施設には、国・市費が投入され、その他の事業にも多くの投資がなされている。

ある農民は、これだけの投資をしてい
るのだから、農家の売り上げがのびると
いう効果だけでなく、都市の空間として、
緑地としても多に利用してほしいとい
う。住宅地も側にあるのだから散歩にき
てほしいという。ただ、利用する人もマ
ナーだけは守ってほしいと付け加えた。
来るのはいいが、空き缶を投げ捨てた
り、畑を荒らす人もいるそうだ。

×月×日

学校農園があつたり、農業体験をする
学校はあるが、普通高校で、カリキュラ
ムに組み込んでいるところがあるという
ので行ってみた。

鶴見区獅子ヶ谷にある私立橋学苑がそ
れだ。園芸の時間として長く行ってきた
が、二年前から「生活の時間」として、
週四時間を一日にまとめて取るようにな
ったという。各クラスで、担任と生徒が
話し合ひで何をするかを決め、生物の先
生が助言をするというやり方だ。

校庭の一角には畑がある。堆肥も学校
で、落葉やら残飯などをねかしておいた
のを使い、土づくりから行う。種まきか
ら収穫まで、各クラスが責任をもってや

りとげる方法だ。高校時代のこの体験は
植物を扱うことを通して、人間が人間を
育てることに役立っているようだ。イン
スタント時代を背景にした今日の社会へ
の一つの警鐘といえるだろう。

×月×日

緑区三保町に神奈川県農業合同庁舎が
ある。横浜農業改良普及所は、川崎・横
浜両市を管轄範囲としている。県の職員
は、横浜の農業をどうみているのだろう
か。そんな思いがあつて訪ねてみた。

聞いてみて、県の職員は横浜の農業を
大変評価していることがわかった。都市
の中に農業をきちんと位置づけているの
は横浜だけではないのかというのだ。
「都市農業」として、都市計画上施策化
できたのは、職員の資質の問題だとい
う。聞いていて、市職員としては、なん
と云つてよいやら。

ただ気になる点として指摘されたの
は、今まで行政主導で進んできたけれ
ど、土地所有者の意向がでていないの
ではないかということだった。今までは成
功してきたが、これからはどうかと多少
懸念しているようでもあつた。

三——都市農業を支える人

①—農家

単位(農家数:戸
増減率:%)

表一3 専兼業別農家数

区分	農家 総数	専業 農家数	兼業農家数			
			計	第1種 兼業	第2種 兼業	
(実数)	昭和25年	16,694	8,665	8,029	3,155	4,874
	29年	14,993	7,323	7,670	3,609	4,061
	33年	13,775	5,592	8,183	4,230	3,953
	35年	13,809	4,436	9,373	4,927	4,446
	40年	12,078	3,248	8,830	3,801	5,029
	45年	10,198	1,978	8,220	2,816	5,404
	50年	8,476	1,199	7,277	2,510	4,767
55年	8,117	972	7,145	1,910	5,235	
(増減率)	昭和25~29年	△10.2	△15.5	△4.5	14.4	△16.7
	29~33年	△8.1	△23.6	6.7	17.2	△2.7
	33~35年	0.2	△20.7	14.5	16.5	12.5
	35~40年	△12.5	△26.8	△5.8	△22.9	13.1
	40~45年	△15.6	△39.1	△6.9	△25.9	7.5
	45~50年	△16.9	△39.4	△11.5	△10.9	△11.8
	50~55年	△4.2	△18.9	△1.8	△23.9	9.8

対策もたてられな
いとのことだ。
こうした兼業と
専業の問題は、農
家が今後の農業を
どう考えるかとい
う点にも影響し、
意見がなかなかま
とまらない。意識
が多様化している
ので、組織だつて
動きにくくなつて
いるようだ。「村」
が崩壊している。
誰かが手を上げた
としても、皆がそ
うしようという時

市内農家八、一一七戸のうち、専業は
九七二戸で、あとは兼業だ。数からみれ
ば八八%が兼業農家なのだから、この人
達が農業をどう考えているかは大きなボ
イントになるだろう。

兼業といつても、農業収入の方が多
い

第一種兼業と、農業収入が従となる第二
種兼業農家にわかれるが、二種の方が多
く、過去五年間では増加させしている
(表一3)。農家経営上も兼業の方が安定
しているといわれ、後継ぎの面からも続
けやすいという。逆に、専業農家で後継
者がいないところが一番問題を抱えて、

代ではない。そういう時代であつても、
農家の実情、何を考えているのか、後継
者は等々について知ることから始めなく
ては……。

×月×日

後継者が減少してるといわれるが、親
がキチンとしている農家には後継者がい
る。つまり、農業の土壌がしっかりして
いれば問題がないという。

後継者と一〇年つき合つてきた人の意
見はずしりときた。親がどうしようかと
まよっている姿は、子供の眼にはっきり

写るものなのだろう。後継者の問題は親だけでなく、安定して農業を続けられる環境を整備することが大前提にあることだと思うが……。

×月×日
県立農業大学校は、海老名市の一角にある。農業後継者育成機関として、毎年七〇人くらいを受け入れている。宿泊棟もあり、ここでの寝食を共にした学習は、卒業後もよい仲間として続いているようだ。

農業大学校に入学してくる生徒達にはどうも問題意識がない人が多く、卒業時にもてるようにするのが学校の目標にもなっている。それは、入学までに農業体験がないことにもよるとのことだ。
毎年の入学者の傾向や興味をみていると、農業の現状がよくわかるようで、かつての米、麦、さつまいも栽培から、野菜、酪農経営者の子供が多くなっているそうだ。食堂では、学校内で生産された野菜なども使われ、栄養満点の食事が、当番の女学生により準備されていた。

② 行政は

都市農業に対して行政がなしうること、環境・条件整備をするのが第一、生鮮野菜及び畜産物の安定供給確保対策、農業と都市の連帯が大きな柱になってい

る。この事業を進めるのが、緑政局の職員となる。

緑政局には農政部と公園緑地部の二部があるが、両者のつながり、関係がスムーズに行われていないようだ。農業と緑の問題を同時に考えようとして設置されたはずの緑政局だが、調整が進んでいないと思われる。また、農政を回ってみて気になることがあった。それは、本庁と農政事務所の意思疎通がうまくはかれない場合が多いのではないかとということだった。例えば、新規事業を進める時など、本庁は、区や農政事務所の要望として上ってきたものだといひ、農政事務所の方では、予算化されたのをみて、これは何をやるのだろう、初めて聞く話だと驚くといった例があるなどである。

×月×日

緑・港北区を担当するのが北部農政事務所で、緑区役所内の一階にある。

八朝の梨園農家は農政事務所とのつながりもよく、技術相談も行われていた。
港北区新羽では花き農家に行ったり、嫁相談も持ち込まれ信頼関係を感じた。花き農家台帳をつくり、栽培内容の変化も農家から聞かれています。

×月×日

鶴見・神奈川・保土ヶ谷・旭区と市内を横断している中部農政事務所は、保土ヶ谷区役所内にある。

ここでも農家とのつながりの深さを感じた。朝五時に自宅に電話がかかり、農家に寄って職場にでてくる人は、時間を気にしていたら仕事はできないという。農業の体質、頭のきりかえの大事さも教えられた。例えば、核家族で人数が少ないのにいつまでも中太太根をつくってないで、青くび大根に人気が集まっている現状をみるべきだという。なるほど。

×月×日

中・西・磯子・南・港南・金沢区を受け持つのが南部農政事務所、南区役所の二階にある。

今の自分達にできることは、現在ある山林・農地・緑地をどう子孫に残せるかが課題だという人に会った。農家回りを欠かさず、大いに話し込み、夜に及ぶこともたびたびのこと。

話を聞いていて、農政関係の職員は、まず農家の声を、農業を知ることが第一だと思った。職員の中には、農家との接触がない人がかなりいるようだ。農家とのつき合いがなくても仕事は進んでいくようだし、机の上でこなす事務量が増えていることにより農家に行けなくなったのだろうか。

×月×日

西部農政事務所は戸塚区役所にあり、戸塚・瀬谷両区を対象にしている。

農業に対する熱い想いはここでも語られた。ある農家から、近所で農業を続けようか止めようか悩んでいる人がいる、という電話が入った。その農家を訪ね、山をいっしょに歩き、昔の話をいろいろしているうちに農民の心がほぐれてきたというのだ。事業報告には載ってこない、農政の一端をかいま見る話だった。

×月×日

土地改良課と市農地改良協会の人に、市内の土地改良区を案内してもらった。市内には現在三九の土地改良を進めている所があり、農道整備、かんがい排水、圃場整備などを行っている。事業開始から換地までに三〇年を費している所もある。市内各地を回り、横浜の農業も実にたくましく行われていると思った。

港北ニュータウンは建設中だが、農地を計画的に位置づけ土地交換を行い、農業専用地区として集中しているし、神奈川県では、新貨物線工事の出土を使い埋め立てを行ったり、生産基盤確立に向けた努力が積み重ねられていた。

この土地改良事業が、ややもすると国費、県費を使うために、他の職場との連係が時によると薄れることがある場合も

あるようで、難しいものだと思つた。

四——地域の中で考える

農業が農業関係者だけで語られた時代が続いてきた。全く農業を知らない人が増え続けているのも事実だ。

農家が農家だけで生きていく時代でないことを農家自身が語りだし、仲間を集め地域づくりのりだしている例もある。農業を止めた人と農家を困らだ話し合いつか、農協青壮年部と団地住民による話し合い、地場生産と地場消費が一致することを目指して自給・自治を考える人達などがいる。

「一、〇〇〇人の中に一〇〇〇人の農家がいなくても、一、〇〇〇〇人の中で農業を考へる」ことが重要だといつた人がいたが本当だと思ふ。「地域外で生産した安い物を入れればいいじゃないかという意見があるが、生活圏の中に農地や緑地はいらないのでしょうか」という言葉が続いた。

戸塚区田谷の農業専用地区では、六月に入り田植えが始まった。カエルの鳴声を尻目に自動車の長い列が見える。水田と水田の間の道は、小学生や中・高校生の通学路になっている。車から見ると、通学で通る人、農家の人が皆で農業の現状と将来を地域で語り合いたいと思ふ。

五——市街化区域の農業

以上の報告は市街化調整区域における農業の現状であり、最後に市街化区域内の問題にふれておきたい。

横浜市内の農地は五十六年現在で五四一haあり、そのうちの約四割、二二〇haが市街化区域内にある。五十年当時、農地は六一〇ha、そのうち市街化区域には約四割六分の二八〇haが存在していた。市街化区域内農地の大半は畑である。市内でとれる野菜の二割を生産するなど、農地としての役割は大きい。

市街化区域・市街化調整区域の線引きにあたって横浜市は、農家の意向をくみながら、農業に適した農地はできるかぎり調整区域にする配慮がなされ、全国的にみても最もキメ細かい線引きが実現した。それでも、一定の面積のまとまりが必要等の線引きの要件を満たせないために、農業を続ける意欲と条件を備えながらも市街化区域に編入された農地も少なくなかった。

市街化区域は「優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」（都市計画法）であり、農地を宅地に転換する開発行為に制約はない。一方調整区域は「市街化を抑制すべき区域」（同法）で、開発は原則としてできない。このように両区域に開発規制の差があるのだから、市街化区

域内の農地には宅地並みの課税をすべきであるとされてきた。その考え方から、市街化区域の農地をA・B・Cの三種に分け、まずA農地について、四十八年度から、B農地についても四十九年度から段階的に引上げていく宅地並み課税が、国の施策として実施された。

しかしながら現実には、先にみたように、市街化区域内には農業のできる条件を備えた農地が少なからず存在している。税が宅地並みになれば税額は農業収入を上回るものとなり、農業は難しくなる。それは官農意欲のある農家にとって困ることであり、農地の宅地化は人口増と乱開発の抑制が課題の横浜市にとって望ましくなかった。そこで、宅地並み課税分を軽減して農地を残す「農業緑地保全制度」が四十九年から市で実施された。A・B農地で、〇・二ha以上を所有又は耕作している農家の農地で一区画〇・一ha以上の農地について、申請があれば宅地並み課税分を年度末に奨励金として交付する制度である。一方の調整区域は開発が原則として禁止されている代りに農地としての課税になっている点との公平を期して、一〇年間の保全契約を市と結ぶこととされていた。五十六年度では、A・B農地七六五・三haのうち約三割の二四八・九haがこの制度を利用して

C農地については宅地並み課税が保留となっていたが、五十七年度から実施との国の方針が前年に決まった。C農地は市街化区域内農地の半分以上を占めており、影響も大きいところから、土地税制の改正に伴う猶予制度が国で同時に実施されることになった。一〇年間農業を続ける農地(A・B・C)について宅地並み課税を猶予して農地を保全しようとするものであるが、農地等以外の利用があった場合の猶予分の徴収は、さかのぼる年度の限度が五年(五年すぎたからは五年目の時点を限度)で、契約一〇年の全期間までさかのぼって奨励金の返還を求める市の制度よりも緩和されている。また、市の制度がいったん徴収した税を年度末に奨励金として交付する方式であるのに対し、国の制度は税の猶予である点も、手続が簡便になっている。その他、農地の指定要件、申請手続等も、国の制度のほうがゆるやかになっている。

国の猶予制度が実施されて、市では農業緑地制度を全面的に国の制度に切りかえることとした。五十七年五月現在、対象筆数の七七%が認定を希望しており、市の制度のときよりも大幅に増加している。国の制度のほうが要件が緩和されたことが影響していると思われ、当面農業を継続する農地が保全されたわけであるが、反面では、要件がゆるやかになった

ことは調整区域との規制の差が出てきたことでもあり、調整区域から市街化区域への変更への意向が出ないか懸念される場所である。

小規模のため調整区域へ編入できない農地を市街化区域内で農地として法的に安定させる制度に、都市計画決定の手続を経て定める農業緑地制度がある。市は農業緑地制度の農地の生産緑地制度への

移行を進める方針であったが、国の猶予制度が実施されて以来、農家の生産緑地制度への移行意欲は消えた。

「優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」との建前があるため、市街化区域内では農業振興の施策をとりにくい。しかし市街地の間に点在する農地は、農地としての役割はもとより、緑の空間としても貴重な存在になっている。一方で

は、今後二十一世紀へ向けての都市づくりに大量に必要な公園、学校、地域施設等の公共用地に確保していくべき土地でもある。だが短期間に大量取得することは難しく、できる限り長く農地として保全されることが望ましい。公共用地確保の有効な手だてがないまま宅地化が急速に進むことになれば、住環境悪化を招くばかりでなく、長期的な都市づくりの実

施を危くする。市街化区域でも長期にわたって農業ができる条件をつくる施策がさまざまに工夫されるとともに、農地が開発されようとするときには確実に公共用地に取得できる施策が考えられねばならないだろう(例えば、将来市に売る約束をしたうえでなるべく長期間農業を継続してもらう、等)。